

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年8月17日(2023.8.17)

【公開番号】特開2023-24679(P2023-24679A)

【公開日】令和5年2月16日(2023.2.16)

【年通号数】公開公報(特許)2023-031

【出願番号】特願2022-206032(P2022-206032)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 310 C

A 63 F 7/02 326 Z

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月8日(2023.8.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下可能な流下領域が前面に形成された遊技板を備えた遊技機において、

前記遊技板の前面側に設けられる前面配置体と、

前記前面配置体に着接可能なシール体と、を備え、

前記前面配置体は、

表面側に前記シール体が着接される平板部と、

前記平板部の表面側から裏面側に貫通して形成された貫通孔と、

前記平板部の後方に突出して、当該前面配置体が前記遊技板に設けられた状態で後端が

前記遊技板に接する立壁部と、を具備し、

前記平板部と前記立壁部は、遊技球が流入しない所定空間を形成する部材の一部として構成され、

前記前面配置体が前記遊技板に設けられた状態では、前記平板部に着接された前記シール体により前記貫通孔のうち前記平板部の表面側の開口部分が閉鎖され、前記貫通孔のうち前記平板部の裏面側の開口部分の後方には前記所定空間が形成され、

前記貫通孔から挿入された異物の前記流下領域への侵入が困難とされており、

さらに、前記シール体が着接される前記平板部の外側には、前記シール体の厚さよりも大きい段差部が形成されている

ことを特徴する遊技機。

40

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

パチンコ機等のような遊技機では、遊技媒体により遊技が行われる遊技領域を有した遊技盤において、前方から視認可能に設けられている部材の前面に、装飾が施されているシールを貼り付けることにより、他の遊技機との差別化を図ったり遊技機の見栄えを良くしたりすることが行われている。この種の遊技機として、シールが貼り付けられる部位に貫

50

通孔を形成し、棒状部材を貫通孔に通すことで、シールを後方から押圧して剥がし易くしたもののが提案されている（例えば、特許文献1）。これにより、製造時における貼り付けに失敗したシールの剥がし作業や、機種変更等の際のシールの貼替作業、等を容易に行うことができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

10

【特許文献1】特許第6368327号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、特許文献1の技術では、シールを剥がすための孔が、遊技盤の後側まで貫通しているため、ピアノ線のような線状の工具を、当該孔を介して遊技媒体の通路や信号線等に到達させることができが可能となり、不正行為が行われ易くなる問題があった。

20

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、不正行為を防止することが可能な遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

30

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、遊技機において、

「遊技球が流下可能な流下領域が前面に形成された遊技板を備えた遊技機において、

前記遊技板の前面側に設けられる前面配置体と、

前記前面配置体に着接可能なシール体と、を備え、

前記前面配置体は、

表面側に前記シール体が着接される平板部と、

前記平板部の表面側から裏面側に貫通して形成された貫通孔と、

前記平板部の後方に突出して、当該前面配置体が前記遊技板に設けられた状態で後端が前記遊技板に接する立壁部と、を具備し、

前記平板部と前記立壁部は、遊技球が流入しない所定空間を形成する部材の一部として構成され、

前記前面配置体が前記遊技板に設けられた状態では、前記平板部に着接された前記シール体により前記貫通孔のうち前記平板部の表面側の開口部分が閉鎖され、前記貫通孔のうち前記平板部の裏面側の開口部分の後方には前記所定空間が形成され、

前記貫通孔から挿入された異物の前記流下領域への侵入が困難とされており、

さらに、前記シール体が着接される前記平板部の外側には、前記シール体の厚さよりも

40

50

大きい段差部が形成されている」ものであることを特徴とする。

また、本願発明とは別の発明として、以下の手段を例示する。なお、必要に応じてその作用等の説明を行う。また、理解の容易のため、発明の実施の形態において対応する構成等についても適宜示すが、何ら限定されるものではない。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

10

手段1：遊技機において、

遊技枠と遊技盤とを備えた遊技機であって、

前記遊技盤は、第1遊技盤構成部材と第2遊技盤構成部材とから構成され、

前記第1遊技盤構成部材にのみ、遊技の演出を実行するマイクロプロセッサを搭載した演出制御基板を有する

ことを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

20

本発明の遊技機においては、不正行為を防止することが可能な遊技機を提供することができる。

30

40

50